

沖縄県私立高等学校通信制課程の認可に係る審査基準

(平成27年7月31日付け総務部長決裁)

(令和8年3月31日付け改正)

第1 趣旨

- 1 沖縄県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校の設置その他の私立高等学校の通信制の課程に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26条）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。）並びに高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年9月策定、令和5年2月一部改訂）（以下「ガイドライン」という。）等その他の関係法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。
- 2 通信制の課程を置く私立高等学校の設置者は、通信制の課程の編成、施設、設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第2 定義

この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施校 沖縄県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校をいう。
- (2) 通信教育連携協力施設 通信教育規程第3条第1項の規定に基づき実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。
 - ① 面接指導等実施施設 通信教育規程第3条第1項第1号の規定に基づき面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設をいう。
 - ② 学習等支援施設 通信教育規程第3条第1項第2号の規定に基づき生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のものをいう。
- (3) 分校 実施校から組織的、施設的にある程度分離独立しており、実施校の管理組織の下で運営するほうが学校運営の有機的な連携ができ、かつ、組織上も効率的である場合に設置される施設をいう。
- (4) 協力校 通信教育規程第3条第3項の規定に基づき実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (5) 技能教育施設 学校教育法第55条第1項に規定する技能教育のための施設をいう。
- (6) 他の学校等 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び技能教育施設をいう。

第3 名称

- 1 実施校の名称は、高等学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校及び中等教育学校の名称と同一又は紛らわしくないものであること。
- 2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

第4 立地条件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

第5 通信教育を行う区域

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。また、実施校の施設設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきであること。

第6 教育施設及び設備

1 施設・設備の自己所有等

実施校及び分校の校地及び校舎等は、自己所有とし、担保に供せられるなど、負担付でないこと。ただし、次に掲げられる場合に該当し、かつ、特別の事情があり教育上支障がないことが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 校地の借用

ア 賃貸借契約の締結等により20年以上の長期にわたり借用できることが確実と認められる場合

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人から借用する場合であって、20年以上の借用が困難であるときは、特別の事情があり修業年限以上の使用保証があることが確実に認められる場合

(2) 校舎等の借用

国、地方公共団体又は独立行政法人から借用する場合であって、かつ、20年以上の使用保証（特別の事情が認められる場合は、修業年限以上の使用保証）があると認められる場合

(3) 校地及び校舎等の財産の負担付又は借用

次の要件の全てを充足する場合

ア 校地並びに校舎等の施設及び設備の取得に要する資金の借入に係る抵当権の

設定等であること。

イ アの資金は、日本私立学校振興・共済事業団、一般財団法人沖縄県私学教育振興会又は確実な金融機関からの借入であり、償還計画が適切かつ確実であること。

ウ 抵当権の設定額等が資産総額の3分の1以内であること。

エ 各年度における賃借料と負債に係る償還額（利子を含む。）の合計額は、当該学校の年間帰属収入の5分の1以内であること。

オ 申請時に、修業年限分の賃借料と負債に係る償還額（利子を含む。）の合計額に相当する額以上の資金を保有していること。

2 実施校

(1) 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

ただし、運動場及び体育館については、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが認められる場合は、学校教育法に定める学校並びに公の施設等の運動場及び体育館を使用することができる。

(2) 実施校の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とすること。

(3) 教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施できる数を確保するとともに、必要かつ十分な広さを有すること。

(4) 校舎は建物全体を占有するものとする。

3 分校

(1) 分校の施設基準は、前項の規定に準ずるものとする。

(2) 実施校の設置者は、分校を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

4 協力校及び他の学校

(1) 実施校の設置者は、協力校を設ける場合及び他の学校等と連携する場合には、協力を受ける内容や連携する内容について、協力校や他の学校等の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと。

(2) 実施校の設置者は、協力校を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

(3) 実施校の設置者は、協力校及び他の学校等を設ける場合は、実施校の学則に記載しなければならない。

(4) 実施校の設置者は、通信制の課程のみを置く高等学校を協力校とする場合は、実施校に限り協力校とすることができる。この場合において、当該協力校はこの審査基準を満たさなければならない。

5 通信教育連携協力施設

(1) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面

面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

- (2) 面接指導等実施施設の教室は、面接指導の単位時間数等に応じて適正な面接指導等が実施できる数を確保するとともに、その面積は別表に定める面積以上とし、実施校専用の施設であることが明確でなければならない。
- (3) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。
- (4) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- (5) 面接指導等実施施設の施設および設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- (6) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (7) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。なお、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきであること。
- (8) 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実習・実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (9) 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (10) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- (11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- (12) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

第7 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 2 通信教育連携協力施設を設置する場合、通信教育連携協力施設毎の定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

第8 教育方法

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 添削指導
 - (1) 添削指導は、次号及び第3号に規定する事項に留意し、実施校において、各教科の教員免許状を所有している実施校の教員が直接行う体制が整っていること。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探求の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、その大部分を記述式であることとし、添削指導は、正誤のみの記載ではなく必要な解説等を付すこと。
 - (4) マークシート形式等の機械的に採点できるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導として不適切であること。
- 3 面接指導
 - (1) 面接指導は、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させ、個別又は一斉授業によって行うこと。
 - (2) 同時に面接指導を受ける生徒数は、1教室40人以下とすること。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
 - (3) 面接指導等実施施設を設置している場合は、在学期間中に1回以上、実施校での面接指導を行うこと。
 - (4) 実施校の設置者は、前号に規定する事項について学則に記載するとともに、生徒募集に当たり、入学志願者及びその保護者に対して正確に理解させるよう募集要項等に明記しなければならない。
 - (5) 面接指導は、各教科の教員免許状を所有している実施校の教員が直接行うこと。
- 4 試験
 - (1) 試験は、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。

(2) 試験は、各教科の教員免許状を所有している実施校の教員が直接行うこと。

5 放送その他の多様なメディアを利用した指導

(1) 放送その他の多様なメディアを利用した指導を行う場合は、その学習の成果について報告課題の作成等により確認すること。

(2) 多様なメディアを利用した行う学習を取り入れる場合は、面接指導等時間数の免除の運用等も含め、計画的かつ継続的に提供され、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して目標及びその水準の維持に十分配慮すること。

(3) 成果の確認及び指導は、実施校において、実施校の教員が直接行うこと。

第9 教職員組織

1 教員数

(1) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭または講師をもってこれに変えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。

(2) 実施校において編成する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。

2 事務職員数

実施校の設置者は、実施校の規模に応じた事務職員（常時勤務の者に限る。）を置き、適切な事務組織を設けること。

3 その他

(1) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。

(2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

第10 学校評価

1 実施校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果をホームページ等で公表し、自ら行った評価の結果を踏まえた実施校の生徒の保護者その他の実施校の関係者（実施校の職員を除く。）による評価を行い、その結果をホームページ等で公表するよう努めること。

2 実施校は、「第6 教育施設及び設備」5(1)の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果をインターネット等の利用その他広く周知を図ることができる方法で公表するものとする。

- 3 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 4 実施校は、第2項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第11 その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

（施行日）

- 1 この審査基準は、平成28年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この審査基準は、平成28年3月31日までに提出された申請については適用しない。
 - 3 施行の日において、この審査基準を見たいしていない実施校の設置者は、平成33年3月31日までに基準を満たすために必要な措置を講ずることとする。
 - 4 知事は、前項に掲げる実施校の設置者に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この審査基準は、令和8年3月31日までに提出された申請については適用しない。
 - 3 施行の日において、この審査基準を満たしていない実施校の設置者は、令和13年3月31日までに基準を満たすために必要な措置を講ずることとする。
 - 4 知事は、前項に掲げる実施校の設置者に対して必要な助言を行うものとする。

別表（第6関係）

| 同時に授業を行う生徒数 | 面積（平方メートル） |
|-------------|---|
| 40人まで | 72 |
| 41人以上 | $72 + 1.8 \times (\text{同時に授業を行う生徒数} - 40)$ |